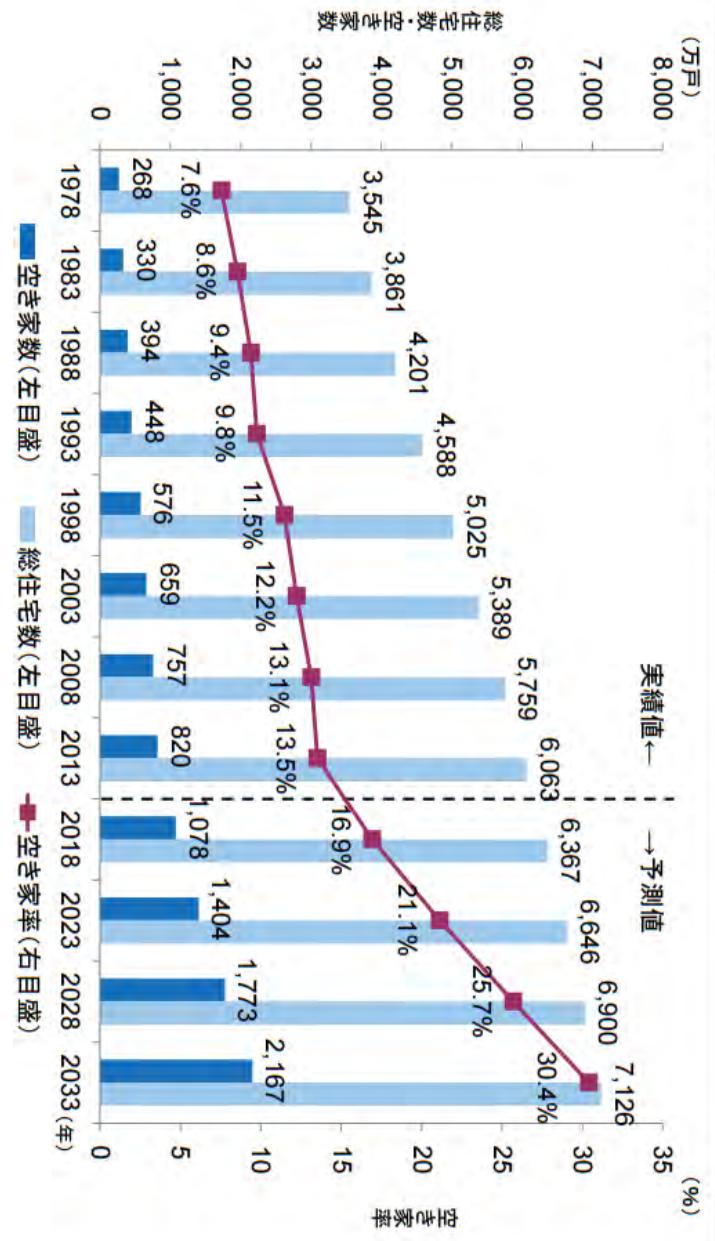


参考資料④ 空き家率の推移と予測



(出典) 2016年6月7日 野村総研資料「2030年の住宅市場」より抜粋

2.1

参考資料⑤ 荒廃農地の推移

(単位:万ha)
(参考値)

荒廃農地 面積計 農用地 区域	再生利用が 可能な 農用地 区域		再生利用が 困難と見込 まれる 荒廃農地		再生利用 されずに 農用地 面積 区域			
	農用地	荒廃農地	農用地	荒廃農地				
	区域	区域	区域	区域				
平成23年	27.8	13.1	14.8	8.3	13.0	4.8	1.2	0.9
平成24年	27.2	13.1	14.7	8.3	12.5	4.8	1.4	0.9
平成25年	27.3	12.8	13.8	7.8	13.5	5.1	1.5	1.0
平成26年	27.6	12.9	13.2	7.5	14.4	5.4	1.0	0.7
平成27年	28.4	13.1	12.4	7.2	16.0	5.9	1.1	0.7

佐賀県の面積
(約2,441km²)を上回る

注: 1 調査は、平成27年1月から平成27年12月までの間に実施。

2 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

3 「荒廃農地」とは、「既に耕作が解されており放棄し、通常の農作業では耕作の根拠が客観的に不可能となる土地」のこと。

4 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「技術、整地、区画整理、各土等により再生することによって、通常の農作業による耕作可能な状態となると見込まれる荒廃農地」のこと。

5 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の林相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、又は開墾の状況から見て、その土を農地として復元しても難航して利用することができない」と見込まれるものに相当する荒廃農地」のこと。

6 再生利用された面積は、実績値である。

(出典) 2016年12月26日農水省プレスリース「平成27年の荒廃農地の面積について」より抜粋

2.2

参考資料⑥ わが国の公的不動産市場の状況

公的不動産の規模



(注1)国民経済計算(平成24年度概算)

(注2)土地基本調査に基づく時価ベースの金額(平成20年1月1日時点)

(注3)PRUDENTIAL REAL ESTATE INVESTORS "A Bird's eye View of Global Estate Markets 2012 update" (円換算)

(注4)固定資産及び土地の総額(平成24年末時点)
(注5)地方公共団体が所有する不動産のうち固定資産の総額は、一般政府の所有する固定資産を総固定資本形成の累計額(昭和55年度～平成24年度)のうち地方の占める比率で按分したもの

(出典)

2014年9月16日 国土交通省・第1回「不動産証券化手法等による公的不動産(PRE)の活用のあり方に関する検討会」の資料より抜粋

23

参考資料⑦ 所有者不明土地の状況 その1

東京財團「土地の『所有者不明化』～自治体アンケートが示す問題の実態～」
(2016年)におけるアンケート結果の概要

1. 所有者不明化による問題の発生の有無

557自治体(63%)が「あり」

2. 所有者不明化による具体的な問題上位3事項

- ①固定資産税の徴収困難化
- ②老朽化した空き家の危険化
- ③土地が放置され、荒廃が進んだ

3. 「死亡者課税」(死亡者に対する無効な課税)の有無

ありの自治体が16%
納税義務者に対する死亡者課税の人数比 6.5%

4. 「課税保留」(徴収が困難な事業につき課税自体を一旦保留)の有無

200自治体(23%)が「あり」
課税保留に占める「所有者不明」関連の件数比率77%

24